

学校給食センター真空冷却機更新工事仕様書

1. 件名

真空冷却機更新工事

2. 設置場所

福島市・川俣町学校給食センター「サラダ室」

住所：福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字中山 1-20

3. 納入期限

令和9年3月29日

4. 仕様

(1) 基準物品仕様

NO	品 名	基準物品			数量
		メーカー	型番	サイズ	
1	真空冷却機	【本体】 株式会社 サムソン社製 【チラー】 ダイキン工業 株式会社製	本体 EL-60VSH	本体寸法 幅 1,430 mm×奥行 1,150 mm ×高さ 1,880mm 槽内寸法 幅 775 mm×奥行 650 mm ×高さ 750mm	1 台
		若しくは既存機器の電気設備容量を超えない同等の機能を有する製品	チラー UWAA190AR	チラー寸法 幅 930 mm×奥行 765 mm ×高さ 1,660mm	付属機器 1 台

(2) 分類別仕様

分類	仕様項目	仕様内容	単 位
本 体	標準処理量	60	kg/バッチ
	材質	SUS304(補強材、バルブ類等を除く)	—
	冷却能力	90℃→8℃まで 20 分	—
	電源	3 相 200V 50Hz	—
	扉開閉	右開きヒンジ方式	—
	棚板	4 段 (棚板間隔 可変式)	—
	真空破壊部	除菌フィルター付	—
	設備電力	3	kw
	漏電遮断機容量	30A/30 mA	—
	運転時重量	1,100	kg
	製品重量	950	kg
チラー	適用チラー	EL 用 UWAA190AR	—
	冷却方式	空冷式	—
	冷却能力	19 (運転条件：外気温度 35℃ 冷水出口温度 7℃)	kw
	設備電力 (50Hz)	5.79	kw
	漏電遮断器容量	50A/30 mA	—
	運転時重量	229	kg
	製品重量	225	kg

配管接続 口径	本体側	排水口	32	A
		真空ポンプ排気	20	A
		ドレン口	15	A
		給水口	15	A
		冷却水入口	40	A
		冷却水出口	40	A
	チラー 側	冷却水入口	40	A
		冷却水出口	40	A
衛生面	蒸発水蒸気		ドライ真空ポンプにより、水蒸気はドレンタンクを介してそのまま外部に排出できること。	—
	庫内洗浄		本体左側に洗浄ガンが装備されていること。	—
	配管洗浄機能		スイッチ1つで普段手洗いができない配管や熱交換器を自動で洗浄できる機能を有すること。	—
操作性	操作画面		操作画面はカラー液晶タッチパネルとし、視認性に優れ簡単に操作できる機能を有すること。	—
その他	付属品及び予備品	給水配管遮断用部品		1 セット
		チラー循環配管部品		1 セット
		サイレンサ		1 セット
		予備品		1 セット

5. その他

- (1) 更新機器の購入・搬入・設置、給排水配管、一次二次側電気工事、試運転、運送費に係る費用を含むものとする。
- (2) 既存機器の撤去・処分等に係る費用を含むものとする。
- (3) 更新機器は一部既存ドアからの搬入が困難なため、搬入搬出経路確保による周辺機器（電気式食缶消毒保管庫2基）の移設復旧費用を含むものとする。
- (4) 搬入搬出の際には、一級厨房設備施工技能士立会管理の下、安全に留意して行うこと。
- (5) 令和9年3月29日までに機器の納入・設置（電気系統・配管設備を含む）を完了し、正常に稼働することを確認し、発注者の検査を受けること。
- (6) 機器の納入設置に関しては、当該施設の管理者の指示に従うこと。
- (7) 機器が正常に仕様できるよう初期設定は受注者が行い、職員又は職員が指定する者への操作説明、指導・助言を行うこと。
- (8) 機器の設置後、現場にて生じた不用材は受注者が処分すること。
- (9) 機器の搬入、設置時に施設等に破損が生じたときは受注者の負担で復旧すること。
- (10) 機器の更新場所及び参考機種詳細は、別紙「機器設置場所概要図1・2・3」及び「参考機器詳細図1・2・3」を確認すること。

- (11) 本仕様書に記載された基準物品を変更し同等品での入札参加を希望する場合は、令和8年11月10日（火）までに製品の基準物品・分類別仕様、機器メーカーカタログ、図面等がわかる資料を添付して、学校給食センターに提出し確認を受けること。
- (12) 搬入設置等の日程については、改めて調整する。
- (13) 保証期間は1年とする。ただし、機器の構造・仕様・施工などの不備による不具合に関しては保証期間を過ぎても無償で対応すること。
- (14) 工事写真は、着手前及び完成写真、施工体制写真、施工状況写真、出来高管理写真、使用材料写真、品質管理写真、安全管理写真等を添付し、その後に作業工程をまとめること。
- (15) 土木工事安全施工技術指針に基づき適正な工事管理をすること。
- (16) 工事作業に従事する者は、衛生管理を徹底し各自体調管理には細心の注意を払うこと。
- (17) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定する。